

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年7月14日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自平成21年3月1日至平成21年5月31日）
【会社名】	夢の街創造委員会株式会社
【英訳名】	YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 利江
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5311
【事務連絡者氏名】	財務経理グループマネージャー 浅田 高史
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5401
【事務連絡者氏名】	財務経理グループマネージャー 浅田 高史
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自平成20年 9月1日 至平成21年 5月31日	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成19年 9月1日 至平成20年 8月31日
売上高(千円)	803,422	271,926	940,528
経常利益(千円)	212,207	87,481	276,497
四半期(当期)純利益(千円)	120,156	50,143	156,159
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	1,099,525	1,094,650
発行済株式総数(株)	-	54,684	54,444
純資産額(千円)	-	2,101,502	2,113,300
総資産額(千円)	-	2,305,772	2,804,597
1株当たり純資産額(円)	-	38,761.35	38,816.04
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,220.35	928.07	2,909.23
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,128.68	890.65	2,728.86
1株当たり配当額(円)	-	-	900
自己資本比率(%)	-	91.0	75.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	127,114	-	214,075
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	650,865	-	399,920
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	74,309	-	1,227
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	-	446,163	1,044,222
従業員数(人)	-	48	44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

(1) 当第3四半期会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区	12,498	TSUTAYA 店舗、 TSUTAYA online、 TSUTAYA DISCAS、カード等 のプラットフォームを通 じてお客様にライフス タイルを提案する企業集団 の純粋持株会社	30.4	当社が運営するイン ターネットサイト「出 前館」の姉妹サイトと して、「TSUTAYA×出前 館」を構築

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役CSOが当社の社外監査役に就任しております。

(2) 当第3四半期会計期間において関連会社であったヤフー株式会社は同社が保有する当社株式を一部売却したため、関係会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数(人)	48 (16)
---------	---------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均雇用人員であります。臨時従業員にはパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
出前館事業 (千円)	268,484
広告代理事業 (千円)	-
駆けつけ館事業 (千円)	3,441
合計 (千円)	271,926

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年3月26日の取締役会において、資本業務提携に関する「基本合意書」の締結を決議し、同日締結いたしました。

1．資本業務提携に関する基本合意について

提携先企業の名称

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」という）

内容等

当社が、CCCグループ会社が運営・提供するポイントサービスの会員（以下「T会員」という）に対して「出前館」を中心とする当社サービスを提供することで、T会員へのサービス充実ならびに新たな事業機会の発掘などにより、両社の企業価値の最大化を図ること（相乗効果が期待できること）を理由とし、CCCがヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）の保有する当社の株式16,500株（発行済株式総数の30.20%：平成21年4月30日現在）を譲り受けるものであります。

業務提携については、当社が運営するインターネットサイト「出前館」の姉妹サイトとして、「TSUTAYA×出前館」を構築し、エンタテインメントビジネスと親和性のある中食市場のサービスをT会員へ提供を開始します。また、出前館サイト内に宅配レンタルのTSUTAYA DISCAS の出店も予定しています。CCCは、TSUTAYA店舗、TSUTAYA onLine、TSUTAYA DISCAS、カード等の事業基盤を活かした「TSUTAYA×出前館」の集客支援を行う予定です。

契約の時期

平成21年3月26日

2．その他

CCCは、当社の株式を平成21年3月26日にヤフーより16,500株（発行済株式総数の30.20%：平成21年4月30日現在）取得し、当社の筆頭株主及び関係会社となりました。この結果、ヤフーの保有株式数は5,100株（発行済株式総数の9.33%：平成21年4月30日現在）となりました。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当第3四半期会計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、以下の記載事項及び本項以外の記載事項は、特に断りがない限り当四半期報告書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は同提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、在庫調整の進展などの影響で金融システム不安によって低迷していた国内株式市場が上昇するなど、一部で景気底入れの兆しが見えてまいりました。しかしながら、依然として可処分所得の減少傾向が続き、個人消費は低迷しております。

このようななかで、当社の属する外食、小売業界においても、事業環境は厳しさを増し、当社は新規店舗及び新規利用者の獲得を推し進めましたが、オーダー数の増加のペースは想定を下回るものとなりました。また、広告市場においては、企業からの広告出稿意欲の減退により、当社の広告販売につきましても苦戦を強いられました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は271,926千円、経常利益は87,481千円、四半期純利益は50,143千円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、定期預金の預入による支出等により、直前四半期会計期間末に比べ171,414千円減少し、446,163千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、42,183千円であります。これは主として税引前四半期純利益87,481千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、216,012千円であります。これは主として定期預金の預入による支出400,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、2,414千円であります。これは主として株式の発行による収入2,462千円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,684	54,744	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	54,684	54,744	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年10月4日開催臨時株主総会特別決議(平成16年10月19日開催取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	943
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,829(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,002(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年10月4日 至平成26年10月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位にあることを条件とします。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによりします。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年8月15日開催臨時株主総会特別決議

（平成17年8月15日開催取締役会決議、平成18年2月17日開催取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数（個）	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,290（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125,001（注）2
新株予約権の行使期間	自平成17年8月16日 至平成27年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 41,667 資本組入額 20,834
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- （注）1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権

平成20年11月26日開催定時株主総会決議（平成20年12月12日開催取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	484
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	484(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,435(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年12月13日 至平成24年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,435 資本組入額 34,718
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という。）は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、以下の条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「組織再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に従って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年3月1日～平成21年5月31日	180	54,684	3,750	1,099,525	3,749	650,625

- (注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。
 2. 平成21年6月1日から平成21年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が60株、資本金が1,250千円及び資本準備金が1,250千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から平成21年4月1日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年3月26日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受け、株主名簿を確認したところ、以下のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が最大株主となったことが判明しました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田2-5-25	16,500	30.20

当第3四半期会計期間において、フォルティス・アセットマネジメント株式会社から平成21年5月8日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年4月30日現在で2,832株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。
 なお、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	住所	保有株券等の数(株)	株券等の保有割合(%)
フォルティス・アセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋1-9-2	2,832	5.18

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の臨時株主総会基準日（平成21年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 540	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,144	54,144	-
発行済株式総数	54,684	-	-
総株主の議決権	-	54,144	-

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
夢の街創造委員会株式会社	大阪市中央区北久宝寺町4-4-2	540	-	540	0.98
計	-	540	-	540	0.98

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年9月	10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	99,800	100,000	73,700	73,300	93,300	82,300	86,700	85,000	89,400
最低(円)	85,000	56,200	58,500	55,500	64,600	65,300	66,200	72,200	74,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	田代 誠	昭和49年6月27日生	平成9年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成21年4月 株式会社CCC VICE PRESIDENT アライアンスコンサルティング 事業ネットアライアンス BUSINESS UNIT LEADER(現任) 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)	-	平成21年6月26日
監査役	粕谷 進一	昭和46年1月14日生	平成10年3月 株式会社レントラックジャパン入社 平成21年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社最高戦略責任者CSO(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注)	-	平成21年6月26日

(注)平成21年6月26日開催の臨時株主総会の終結の時から平成21年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役	村田 岳彦	平成21年6月26日
監査役	吉井 伸吾	平成21年6月26日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年9月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	946,163	1,544,222
売掛金	148,836	142,220
前払費用	8,250	7,827
繰延税金資産	37,394	25,005
未収入金	-	1,073
その他	35,114	4,877
貸倒引当金	4,833	3,697
流動資産合計	1,170,926	1,721,529
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,004	9,389
減価償却累計額	2,055	1,337
建物(純額)	5,948	8,051
工具、器具及び備品	93,964	90,932
減価償却累計額	63,237	48,820
工具、器具及び備品(純額)	30,727	42,112
土地	139	310
有形固定資産合計	36,814	50,475
無形固定資産		
ソフトウェア	159,113	125,207
その他	7,029	11,992
無形固定資産合計	166,142	137,200
投資その他の資産		
投資有価証券	641,700	443,650
長期預金	200,000	400,000
破産更生債権等	1,981	1,079
長期前払費用	1,624	2,193
差入保証金	19,822	20,072
繰延税金資産	67,913	27,626
その他	828	1,850
貸倒引当金	1,981	1,079
投資その他の資産合計	931,889	895,392
固定資産合計	1,134,846	1,083,067
資産合計	2,305,772	2,804,597

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年8月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	67,251	548,179
未払費用	2,034	-
未払法人税等	39,473	85,344
未払消費税等	10,913	13,539
前受金	244	246
預り金	4,896	4,863
前受収益	2,121	723
ポイント引当金	77,276	38,265
その他	59	135
流動負債合計	204,270	691,296
負債合計	204,270	691,296
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,099,525	1,094,650
資本剰余金	650,625	645,750
利益剰余金	480,474	409,317
自己株式	34,995	-
株主資本合計	2,195,629	2,149,717
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	96,934	36,417
評価・換算差額等合計	96,934	36,417
新株予約権	2,807	-
純資産合計	2,101,502	2,113,300
負債純資産合計	2,305,772	2,804,597

(2) 【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)
売上高	803,422
売上原価	122,394
売上総利益	681,027
販売費及び一般管理費	510,342
営業利益	170,685
営業外収益	
受取利息	41,321
その他	620
営業外収益合計	41,941
営業外費用	
株式交付費	108
自己株式取得費用	302
その他	7
営業外費用合計	419
経常利益	212,207
特別損失	
会員権評価損	2,578
特別損失合計	2,578
税引前四半期純利益	209,629
法人税、住民税及び事業税	100,716
法人税等調整額	11,243
法人税等合計	89,472
四半期純利益	120,156

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
売上高	271,926
売上原価	40,071
売上総利益	231,854
販売費及び一般管理費	158,672
営業利益	73,182
営業外収益	
受取利息	14,287
その他	51
営業外収益合計	14,339
営業外費用	
株式交付費	37
その他	2
営業外費用合計	40
経常利益	87,481
税引前四半期純利益	87,481
法人税、住民税及び事業税	37,142
法人税等調整額	195
法人税等合計	37,337
四半期純利益	50,143

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	209,629
減価償却費	45,293
会員権評価損	2,578
株式報酬費用	2,807
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,037
ポイント引当金の増減額(は減少)	39,011
受取利息及び受取配当金	41,321
株式交付費	108
自己株式取得費用	302
売上債権の増減額(は増加)	7,517
仕入債務の増減額(は減少)	7,707
その他	239
小計	260,398
利息及び配当金の受取額	11,602
法人税等の支払額	144,886
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	700,000
定期預金の預入による支出	500,000
有形固定資産の取得による支出	1,083
無形固定資産の取得による支出	50,031
投資有価証券の取得による支出	800,000
その他	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	650,865
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	9,641
配当金の支払額	48,652
自己株式の取得による支出	35,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,309
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	598,059
現金及び現金同等物の期首残高	1,044,222
現金及び現金同等物の四半期末残高	446,163

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間（自平成20年9月1日至平成21年5月31日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間（自平成20年9月1日至平成21年5月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自平成20年9月1日至平成21年5月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	69,695千円
ポイント引当金繰入額	77,276
貸倒引当金繰入額	3,177
役員報酬	33,006
給与手当	147,188
減価償却費	7,085
旅費交通費	19,846
求人費	16,029
地代家賃	18,666
支払手数料	34,101

当第3四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	28,840千円
ポイント引当金繰入額	15,141
貸倒引当金繰入額	142
役員報酬	12,303
給与手当	50,748
減価償却費	2,636
旅費交通費	5,945
求人費	2,162
地代家賃	6,184
支払手数料	11,595

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)	
現金及び預金	946,163千円
預入期間が3か月を超える定期預金	500,000
現金及び現金同等物	446,163

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年5月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年9月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 54,684株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 540株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 2,807千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月26日 定時株主総会	普通株式	48,999	900	平成20年8月31日	平成20年11月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年10月24日開催の取締役会における自己株式(普通株式)の取得決議に基づき、自己株式540株を取得いたしました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が34,995千円増加し、当第3四半期会計期間末において、自己株式が34,995千円となっております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年5月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	800,000	636,700	163,300
合計	800,000	636,700	163,300

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成20年9月1日至平成21年5月31日)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

 売上原価 26千円
 販売費及び一般管理費 1,215千円

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成20年8月31日)
1株当たり純資産額 38,761.35円	1株当たり純資産額 38,816.04円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2,220.35円	1株当たり四半期純利益金額 928.07円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 2,128.68円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 890.65円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成21年5月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	120,156	50,143
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	120,156	50,143
期中平均株式数(株)	54,116	54,030
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,330	2,270
(うち新株予約権(株))	(2,330)	(2,270)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自平成20年9月1日至平成21年5月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月13日

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢の街創造委員会株式会社の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年9月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、夢の街創造委員会株式会社の平成21年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。